

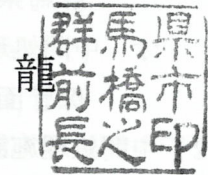
一般廃棄物処分業許可証

住所 群馬県前橋市荒牧町13番地41

氏名 庭前紙業株式会社
代表取締役 庭前功

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

前橋市長 山本



許可の年月日 令和5年5月6日

許可の有効期限 令和7年5月5日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（選別、圧縮、梱包）、中間処理（破碎）

(2) 一般廃棄物の種類

中間処理（選別、圧縮、梱包）

ごみ（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず）の処分に限る。ただし特別管理一般廃棄物を除く。

中間処理（破碎）

ごみ（廃プラスチック類、紙くず）の処分に限る。ただし特別管理一般廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理施設（選別、圧縮、梱包）

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市堀越町588番1、588番5、589番3

イ 中間処理施設の設置年月日

平成21年3月6日 使用前検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 選別施設

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

繊維くず

金属くず

(イ) 圧縮、梱包施設

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [208.0t/日]

紙くず [138.8t/日]

繊維くず [178.4t/日]

金属くず [54.4t/日]

許可年月日及び許可番号

平成21年2月17日 [群馬県第328-0号]

エ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管場所

群馬県前橋市堀越町588番1、588番5、589番3

オ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管能力

保管面積465.41m² 保管容量656.89m³

(2) 中間処理施設 (破砕)

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市堀越町588番1、588番5、589番3

イ 中間処理施設の設置年月日

平成24年9月28日 完成検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [0.5t/日]

紙くず [1.12t/日]

エ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管場所

群馬県前橋市堀越町588番1、588番5、589番3

オ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管能力

保管面積3.1m² 保管容量2.0m³

3 許可の条件

関係法令及び前橋市条例・規則を遵守すること

4 許可の更新、変更の状況

平成23年5月6日 新規許可

平成25年5月6日 更新許可

平成25年5月22日 変更許可

平成27年5月6日 更新許可

平成29年5月6日 更新許可

令和元年5月6日 更新許可

令和3年5月6日 更新許可

令和5年5月6日 更新許可